

令和 8 年度	第 5-1 号	業 務 委 託 仕 様 書									
業 務 名	古 和 浦 漁 港 機 能 保 全 計 画 策 定 業 務 委 託										
業 務 場 所	南伊勢町 古和浦 地内						調査 令和 年 月 日				
							技師		係		
業 種	業務委託						南伊勢町				
業 務 費 用	金	円也	{ 工事価格 消費税相当額			円 円	設計 令和 年 月 日				
							設計		検算		
履 行 期 間	230日間	長	—	巾	—	設計		検算			
工 事 の 大 要				起 工 の 理 由							
機能保全計画策定業務 1式											

内 訳 書

古和浦漁港機能保全計画策定業務

No.1

[illegible]

内 訳 書

古和浦漁港機能保全計画策定業務

No.2

費 目	工 種	項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
直接人件費			式	1.0			①
	計画準備		式	1.0			直接人件費内訳書
	施設の整備状況		式	1.0			〃
	施設管理状況及び課題		式	1.0			〃
	簡易調査結果の整理		式	1.0			〃
	老朽化度の評価		式	1.0			〃
	機能診断結果		式	1.0			〃
	老朽化進行予測		施設	2.0			〃
	対策工法		施設	2.0			〃
	コスト縮減効果		施設	2.0			〃
	日常管理計画		漁港	1.0			〃
	機能保全計画書作成		漁港	1.0			〃
	報告書作成		式	1.0			〃
	照査		式	1.0			〃
	協議打合せ		式	1.0			〃
直接経費			式	1.0			②
	印刷製本費		式	1.0			
	事務用品費		式	1.0			
直接原価			式	1.0			①+②=③
その他原価			式	1.0			④
業務原価			式	1.0			③+④=⑤
一般管理費等			式	1.0			⑥
業務価格							⑤+⑥
万円止め							

書 訳 内

古和浦漁港機能保全計画策定業務

No.3

[illegible]

直接人件費内訳書(設計)

古和浦漁港機能保全計画策定業務

No.1

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 1 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 2 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 3 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 4 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 5 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 6 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 7 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 8 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 9 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 10 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 11 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 12 号

[illegible]

單 價 表

古和浦漁港機能保全計画策定業務

第 13 号

[illegible]

令和 8 年度

古和浦漁港機能保全計画策定業務委託

特 記 仕 様 書

南伊勢町 水産農林課

第1章 総 則

第1条（適用）

本特記仕様書は、「令和8年度 古和浦漁港機能保全計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（目的）

本業務は、過年度に機能保全計画書を策定している古和浦漁港において、現地調査等を実施し、機能保全計画書を更新することを目的とする。

第3条（業務対象範囲）

本業務は第2種漁港 古和浦漁港を対象として実施する。

第4条（準拠図書）

受注者は、本業務を実施するにあたり契約書、本仕様書のほか、以下の図書等に準拠するものとする。

- （1）水産基盤施設機能保全計画の手引き 令和6年4月改訂（令和7年2月一部修正）
- （2）水産基盤ストックマネジメントのためのガイドライン 令和6年4月改訂（令和7年2月一部修正）
- （3）水産基盤施設の維持管理点検マニュアル 令和2年9月
- （4）河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案) 平成27年3月
- （5）航路・泊地埋没対策ガイドライン 平成26年3月
- （6）水産基盤施設の点検における新技術活用指針 令和6年4月改訂
- （7）漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 令和4年4月
- （8）その他協議により必要と認められたもの

第5条（業務着手）

本業務の実施に先立ち、受注者は、以下の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- （1）技術者選任届（経歴書、資格証明書添付）
- （2）業務計画書
- （3）業務工程表
- （4）公的資格登録証の写し
- （5）その他関係書類

第6条（管理技術者の選任）

受注者は、本業務の管理技術者において、過去5年以内における漁港又は港湾の機能保全計画策定業務における管理技術者としての完了実績を有し、かつ次のいずれかの資格を有する技術者を選任するものとする。

- （１）技術士（建設（総監）部門：港湾及び空港）または（水産（総監）部門：水産土木）
- （２）RCCM（港湾及び空港）または（水産土木）

第7条（照査の実施及び照査技術者の選任）

受注者は、本業務の履行に当たり照査技術者を選任し照査を実施するものとする。

照査の方法及び事項、照査の時期等については発注者と協議のうえ決定するものとする。

また、照査技術者は管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有する者でなければならない。

第8条（公的資格）

受注者は、適切かつ厳格なデータ管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか次に示すいずれかの資格を契約部署及び作業実施部署にて取得し、業務着手時にその認証が証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

- ・ IS09001 （品質マネジメントシステム）
- ・ IS014001 （環境マネジメントシステム）
- ・ IS027001 （情報マネジメントシステム）

第9条（貸与資料）

発注者は、本業務の実施にあたり必要な図書および関連資料を受注者に貸与するものとする。

また、受注者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに返却するものとする。なお、貸与された資料については、その重要性を勘案し、第三者に貸与等をさせてはならず、取扱および保管に十分注意するものとする。

第10条（成果品の訂正）

受注者は、業務完了後にあっても、提出した成果品に誤りまたは、訂正事項があった場合は、受注者の責任において直ちに訂正し再提出しなければならない。

第11条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、中間成果を含めて全て発注者に帰属するものとするが、受注者が従前から有していたプログラム及び受注者が本業務の実施中または新たに作成したプログラムの著作権並びに第三者ソフトの著作権は、受注者または当該第三者に留保されるものとする。

第 12 条（個人情報及び守秘義務）

本業務の遂行上知りえ得た内容について、第三者へ漏洩してはならない。また、本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、発注者の了解なく外部へ開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。特に個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとする。

第 13 条（損害賠償）

受注者は、本業務実施中にあきらかに受注者の責任により生じた諸事故に対して責任を負い、損害賠償についての一切の処理を行うものとする。

第2章 業 務 内 容

第14条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約工期とする。

第15条（業務内容）

測量業務

1. 調査準備

（1）計画準備

簡易調査及び詳細調査を行うにあたり、事前に業務全体の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を計画立案するとともに、適切な業務計画書を作成する。

（2）機材運搬

現地調査・測量の実施にあたり、必要となる機材の運搬を行う。

2. 現地踏査

（1）陸上踏査

前回の点検結果のほか、漁港台帳や設計図書に基づき、陸上から施設の位置・形状等の確認を行い、具体的な調査計画のポイントや重点的に調査すべき箇所の想定を行う。

（2）海上踏査

前回の点検結果のほか、漁港台帳や設計図書に基づき、海上から施設の位置・形状等の確認を行い、具体的な調査計画のポイントや重点的に調査すべき箇所の想定を行う。

3. 簡易調査（重点項目）

（1）陸上目視調査

施設の変状の有無を把握し、応急措置の必要性の判断、老朽化度の評価を行う目的で、変状の確認を行う。変状確認時は巻尺、クラックスケール等の簡易計測器を用いた計測を行い、変状の進行有無、影響範囲等について記録を行う。

（2）海上目視調査

陸上からの目視で把握できなかった部分について、調査船等を用いて変状の進行有無、影響範囲等について記録を行う。

4. 潜水詳細調査

（1）潜水目視調査（ケレン有り）

潜水土により、鋼材の一部の付着生物除去後、劣化・損傷状況等の調査を行い、結果を記録する。

(2) 潜水目視調査（ケレン無し）

潜水土により、海面下の部材について劣化・損傷状況等の調査を行い、結果を記録する。

(3) 肉厚測定調査

鋼材の残存肉厚を把握するため、潜水土により、鋼材の一部の付着物を除去したのち、鋼材の表面を磨き超音波厚み計を用いて肉厚測定を実施する。調査箇所は既存機能保全計画書と同様の位置とすることを基本とし、調査方法や調査位置の詳細については、監督員と協議の上、決定する。

5. 深浅測量

(1) 測量準備

深浅測量を実施するにあたり、資料収集整理及び現地踏査等により、調査方法の詳細を検討し、測量計画及び機材運搬等の準備を行う。

(2) 機装テスト

測量船にシングルビーム音響測深機及び GNSS 受信機や動揺計測装置等の周辺機器の機装テストを行う。なお、受信機は測位データ検証および水平・垂直位置のキャリブレーションを行う。

(3) 音響測深（泊地）

泊地における堆砂状況等を把握するため、音響測深を実施する。使用する機器はシングルビーム音響測深機とし、海上測位は GNSS を使用するものとする。なお、音響測深機の性能は準拠図書(4)「1-1-5 水深測量 表 2-1」を満たすものとする。

(4) 音響測深（航路）

航路における堆砂状況等を把握するため、音響測深を実施する。使用する機器はシングルビーム音響測深機とし、海上測位は GNSS を使用するものとする。なお、音響測深機の性能は準拠図書(4)「1-1-5 水深測量 表 2-1」を満たすものとする。

(5) データ整理

取得したデータのとりまとめとして等深浅図、航跡図、測定帳簿を作成する。なお、作成する図面においては発注者と協議のうえ決定するものとする。

6. 結果整理

(1) 報告書作成

対象施設の現況調査結果を報告書として取りまとめる。

設計業務

1. 計画準備

(1) 計画準備

事前に業務全体の目的及び内容を把握するとともに、業務の手順及び遂行に必要な事項を計画立案する。

2. 機能保全計画策定

(1) 施設現況調査

①施設の整備状況

漁港台帳・設計図面・設計計算書・補修履歴等の既往資料を収集・整理して、施設の整備から機能保全計画策定時までの整備・改良・補修等の状況を取りまとめる。

②施設管理及び課題

日常の巡回時に目視調査による変状の有無の確認を実施するための日常調査項目と管理手法等に対する課題を示す。

(2) 施設機能診断結果

①簡易調査結果の整理

簡易調査結果を基に、施設の老朽化度に関する評価（対策の要否）を行い、施設の変状の有無・規模等を記入する。

②機能診断結果

簡易調査結果に基づき、施設の機能診断を行うために実施した詳細調査の内容と結果を記入する。

③老朽度の評価

鋼矢板等の鋼材については、肉厚調査結果により老朽化度の評価を行う。

(3) 機能保全対策

①機能保全対策工法（シナリオ）の選定

当該施設に対して複数の対策工法（シナリオ）を設定する。

②対策工法の検討

上述の対策工法（シナリオ）に対して、それぞれのLCCを算出し、最適な対策工法を決定する。作業としては、①対策工法、②対策時期、③対策コスト、④効果分析、⑤コスト縮減効果等の検討を行う。

③老朽化進行予測

鋼矢板等の鋼材について肉厚調査結果により老朽化進行予測を行う。

④日常管理計画

機能保全計画を策定した施設に対する日常管理について、点検の種類及び管理水準を記入する。

(4) 機能保全計画書とりまとめ

対象漁港における施設現況調書及び施設機能診断、機能保全対策等を取りまとめ、機能保全計画書を更新する。

(5) 報告書作成

本業務で実施した内容、検討した結果を報告書として取りまとめる。また、漁港施設の効率的な維持管理に資するとりまとめとして、対象施設情報及び判定結果の一覧を作成する。

(6) 打合せ協議

打合せ協議は初回、中間、納品時の計3回を行うものとする。

(7) 照査

成果品の照査を行う。

第3章 成 果 品

第16条（成果品）

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・業務報告書 | 2 部 |
| ・機能保全計画書 | 2 部 |
| ・成果品に関わる電子データ（CD-R 等） | 1 式 |
| ・その他担当職員が必要とするもの | 1 式 |

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。
- (3) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。

施設(漁港)一覧表:古和浦漁港

平面図対象番号 漁港施設	施設種別	名 称	施設延長(m)(m ²)表示は面積	備考
1	防波堤	A防波堤	30.50	
2	防波堤	B防波堤	45.50	
5	防波堤	E防波堤	14.00	
6	防波堤	F防波堤	26.00	
42	防波堤	H防波堤	134.50	
12	防潮壁	C防潮壁	43.00	
59	防潮壁	D防潮壁	74.00	
60	防潮壁	E防潮壁	118.20	
61	防潮壁	A防潮壁	22.00 19.60 54.60 25.20	
13	導流堤	A導流堤	80.00	
14	水門	古和浦水門	8.00	
54	護岸	C護岸	7.80	
50	護岸	D護岸	11.60	
20	物揚場	F物揚場	64.00	
21	物揚場	G物揚場	50.00	
27	物揚場	M物揚場	35.70	
28	物揚場	N物揚場	80.00	
43	物揚場	O物揚場	128.50	
44	物揚場	P物揚場	56.60	
49	物揚場	R物揚場	115.30	
56	物揚場	H物揚場	49.00	
57	物揚場	I物揚場	77.00	
58	物揚場	J物揚場	100.00	
51	岸壁	A岸壁	106.00	
53	岸壁	B岸壁	45.00	
46	岸壁	C岸壁	85.30	
29	泊地	古和浦泊地	9000.00(m ²)	
30	泊地	第二古和浦泊地	5900.00(m ²)	
32	網干場	網干場	992.00(m ²)	

